

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の子福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する評議員、理事、監事（以下 役員という）役員の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めること

を目的とする。

- (1) 評議員
- (2) 理事会
- (3) 監査

### (役員報酬及び費用弁償)

第2条 役員の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

#### (1) 役員報酬（日当分）

評議員会・理事会の出席	監査
5,000円	8,000円

#### (2) 旅費（費用弁償分）

範囲	評議員会 理事会の出席・監査の出席
中部圏域	1,000円
上記以外	1,500円
2km未満	支給無

### (出張旅費)

第3条 理事が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

### (適用除外)

第4条 法人の運営する施設職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

### 付 則

この規程は、法人設立日（平成25年3月29日）より施行する。

この規定は、平成27年3月30日より施行する

この規定は、平成29年6月10日より施行し、平成29年4月1日から適用する。